消　防　計　画

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この計画は　　　　　　　　の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画は　　　　　　　　　勤務又は出入する全ての者に適用する。

（防火管理者の権限と業務）

第３条　防火管理者は　　　　　　　とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務

を行うものとする。

(1) 消防計画の検討及び変更

(2) 消火、通報、避難訓練の計画とその実施

(3) 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検実施とその指揮監督

(4) 火気の使用又は取扱いに関する指揮監督

(5) 収容人員の把握と安全管理

(6) 管理権原者に対する助言及び報告

(7) その他の防火管理上必要な業務

（消防機関への報告及び連絡）

第４条　防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

(1) 消防計画の提出（改正の都度）

(2) 建物及び諸設備の設置又は変更の連絡並びに法令に基づく諸手続

(3) 消防用設備等の点検結果の報告

(4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請

(5) その他防火管理について必要な事項

第２章　予防管理対策

（予防管理組織）

第５条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者並びに建物、火気使用器具等及び消防用設備等の点検検査を行う自主点検検査員を別表１のとおり指定する。

（火元責任者の業務）

第６条　火元責任者は、次の業務を行うものとする。

(1) 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の日常の維持管理

(2) 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理

(3) 担当区域内の消防用設備等の維持管理

(4) 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置

(5) 防火管理者の補佐

（自主点検検査員の業務）

第７条　自主点検、検査員は次の業務を行うものとする。

(1) 自主点検員は、消防用設備等について別に定める点検票に基づき点検を実施し、その

　 　結果を防火管理者に報告するものとする。

(2) 自主検査員は、建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等について別に定める

検査票にもとづき検査を実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。

（自主点検検査の時期）

第８条　自主点検検査の実施時期は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検実施月日  消防用設備等 | 実施月日 | | 検査実施月日  検査対象物 | 実施月日 |
| 機器点検 | 総合点検 |
| 消火器 | 月　　日 | 月　　日 | 建築物等 | 月　日 |
| 月　　日 | 月　日 |
| 警報設備 | 月　　日 | 月　　日 | 月　日 |
| 月　　日 | 火気使用設備 | 月　日 |
| 避難設備 | 月　　日 | 月　　日 | 月　日 |
| 月　　日 | 月　日 |
| 誘導灯 | 月　　日 | 月　　日 | 危険物施設 | 月　日 |
| 月　　日 | 月　日 |
|  | 月　　日 | 月　 日 | 月 日 |
| 月　　日 | 電気設備 | 月　日 |
|  | 月　　日 | 月　 日 | 月　日 |
| 月　　日 | 月　日 |

（点検検査結果の記録及び報告）

第９条　防火管理者は、自主点検検査の結果を「防火対象物維持台帳」に記録するとともに、消防用設備等の検査結果については、消防法第17条の３の３に基づき１年に１回、逗子市消防長に報告しなければならない。

２　消防法第17条の３の３に基づく消防用設備等の点検については

　に委託契約し、点検及び整備を行い適正に維持管理するものとする。

第３章　火災予防措置

（防火管理者への連絡事項）

第10条　次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

(1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。

(2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき。

(3) 改装、模様替え等を行うとき。

(4) その他防火管理上必要な事項

（従業員等の遵守事項）

第11条　　　　　　　　　　に勤務する全ての者は、日常業務等を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 収容人員の適正化を図り、定められた定員を超えて入場させないこと。

(2) 避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。

(3) 消防用設備等の周辺には、装飾等をせずその機能を阻害しないこと。

(4) 火災を発見した場合には、消防機関（１１９番）に通報するとともに防火管理者に連絡

し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。

(5) 喫煙は、指定した場所で行うこと。

（火気使用時の遵守事項）

第12条　火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 厨房内は、常に整理整頓をしておくこと。

(2) 火気使用設備器具は、使用前、使用後必ず点検を行い安全確認すること。

(3) 工事を行う者は、火気管理について防火管理について防火管理者の指示を受けること。

(4) 終業時には、吸殻等を指定場所へ集めること。

第４章　自衛消防活動対策

（自衛消防の組織と任務分担）

第13条　　　　　　　　　　　の自衛消防隊組織として　　　　　　を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表２のとおり指定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 係別 | 任　　　務　　　内　　　容 |
| 隊　　長 | 自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。  避難状況の把握を行う。 |
| 指 揮 係 | 隊長を補佐し指示、命令の伝達にあたる。 |
| 消 火 係 | 消火器具を用い消火作業にあたる。 |
| 通報連絡係 | 消防機関に対する通報及び確認を行う。  出火の通報及び消防隊への情報の提供にあたる。 |
| 避難誘導係 | 非常口等を開放し避難誘導にあたる。  避難器具の設定、操作にあたる。 |

（避難経路図等）

第14条　自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した別図１避難経路図を作成し、従業員すべてに周知徹底しなければならない。

第５章　震災対策

（震災予防措置）

第15条　防火管理者及び火元責任者は、震災時の災害を予防するため第２章に基づく各施設器具の点検検査に合せて、次の事項を行うこと。

(1) 建物、建物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）および陳列物件の倒壊、転倒、落

下の有無の検査

(2) 火気使用設備器具の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等につい

ての作動状況について。

(3) 危険物施設における危険物品の転倒、落下等の有無の検査

（地震後の安全措置）

第16条　各火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管

理者に報告し、その安全を確認した後、使用を開始すること。

（震災に備えての準備品）

第17条　震災に備え次の品目を常に持ち出させるよう準備しておくものとする。

(1) 医薬品

(2) 携帯ラジオ

(3) 非常食（２～３日分）

(4) 飲料水

(5) その他必要なもの

（地震時の活動）

第18条　地震時の活動は、第４章によるほか、次の措置を行う。

(1) 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。

(2) 防火管理者は、被害状況を口頭、店内放送等により勤務者等に把握させるとともに必要

な事項を指示すること。また、関係消防機関（消防署　市役所等）からの情報を積極的に

収集すること。

(3) 収容避難所は　　　　　　　とし、一時避難所又は集結場所を

とする。

(4) 収容避難所等への避難開始は防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。

第６章　南海トラフ地震対策

（対策）

第19条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」

という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な

事項について、人命の安全及び被害の軽減を図る。

（組織）

第20条　南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地

震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表３のとおり指定する。

(1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。

(2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

（隊長等の権限及び業務）

第21条　隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警

報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講じ

るものとする。

(1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。

(2) 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び

必要な措置について周知すること。

(3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。

(4) 従業員を　　　　　　　　　　　に集合させ避難させること。

(5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又

は軽減を図るために必要な措置を行わせること。

２　副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

（従業員の責務）

第22条　南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知

した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

（情報収集連絡班の業務）

第23条　情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

(1) 隊長の指示に基づき、直ちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報

告すること。

(2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な

情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

(3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達の

ための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断

されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

（避難誘導班の業務）

第24条　避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

(1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図２の位置につき、建物内の避難路の

確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を

講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の

安全にも配慮すること。

(2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

(3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努

めること。

(4) 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

（その他不測の事態）

第25条　隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動す

ることが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、

隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

２　各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断した

ときは、直ちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（訓練）

第26条　隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年１回以上行うものとする。また、地

方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

(1) 情報収集・伝達に関する訓練

(2) 津波からの避難に関する訓練

(3) その他前各号を統合した総合防災訓練

（教育）

第27条　隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

(2) 地震及び津波に関する一般的な知識

(3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

(4) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

(5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

（広報）

第28条　隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

(1) 南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車

運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

(2) 正確な情報入手の方法

(3) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容

(4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

(5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

※　事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。

第７章　防災教育及び訓練

（防災教育の実施時期及びその内容）

第29条　防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日及び内容対象者 | 実施月日 | 内　　　　　　　容 |
| 従業員及び入居者等 | 月　　日 | (1) 消防計画の周知徹底  (2) 火災予防上の遵守事項  (3) 従業員及び入居者等各自の任務及び責  任の周知徹底  (4) 震災対策に関する基本的事項  (5) その他火災予防上必要な事項 |
| 月　　日 |
| 月　　日 |
| 月　　日 |
| 新入社員及び新入居者等 | その都度 |

（訓練の実施時期及びその内容）

第30条　防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訓練種別 | | 実施月日 | 訓 練 内 容 |
| 総合訓練 | | 月　　日 | 消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し必要と認める場合は消防機関への指導を要請すること。 |
| 月　 日 |
| 部分訓練 | 消火訓練 | 月　　日 | 消火器具の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。 |
| 月　　日 |
| 通報訓練 | 月　　日 | 消防機関（１１９）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。 |
| 月　　日 |
| 避難訓練 | 月　　日 | 総務省消防庁監修の自力避難が困難な方が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアルを活用する。（※別紙参照） |
| 月　　日 |

（訓練の実施報告）

第31条　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は別添「消防訓練実施計画（報告）書」により逗子市消防長に報告するものとする。

附　則

この消防計画は、　令和　　年　　月　　日から実施する。別表１（第５条関係）　火災予防管理組織編成表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者 | 担当区域 | 火元責任者 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 自主点検検査別 | 担当者 |
| 建物等 |  |
| 火気使用設備器具 |  |
| 危険物施設 |  |
| 電気設備 |  |
| 消火器 |  |
| 警報設備 |  |
| 避難設備 |  |
| 誘導灯・誘導標識 |  |

別表２（第13条関係）自衛消防隊編成表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛消防隊長 | 係　　別 | 氏　　　　　名 |
|  | 指揮係 |  |
|  |
| 消火係 |  |
|  |
|  |
| 通報連絡係 |  |
| 避難誘導係 |  |
|  |
|  |

別表３ （第20条関係）

地震防災隊組織表

情報収集連絡班

地震防災隊長

地震防災副隊長

避難誘導班

地震防災隊活動要領

|  |  |
| --- | --- |
| 担当区分 | 任務内容 |
| 地震防災隊長 | １ 地震発生を各班長に伝達する。  ２ 当該施設内の必要な措置を周知する。  ３ |
| 情報収集連絡班 | １ 地震津波に関する情報収集をする。  ２ 施設内への情報伝達をする。  ３ 震災備品の確認をする。  ４ |
| 避難誘導班 | １ 地震の発生を大声で知らせる。  ２ 落ち着いて避難経路の誘導をする。  ３ 無秩序な行動にならないようにする。  ４ 逃げ遅れの者がいないか確認をする。 |

別図１（第14条関係）

避難経路図

別図２（第24条関係）